

先端設備等導入計画のご案内

～中小企業の『挑戦』を応援します！～

高岡市では、中小企業の皆様の投資や賃上げに係る『挑戦』を応援するため、中小企業等経営強化法に基づき、「導入促進基本計画」を作成しました。

これにより、令和5年度から令和6年度までの2年間で「先端設備等導入計画」を策定し、設備取得を行った中小企業者は、固定資産税の特例制度による支援等を受けることができます。

「先端設備導入計画」とは？

「先端設備等導入計画」は中小企業者が計画期間内に先端設備を導入することにより、労働生産性を向上させることを目的とした計画です。

要件

対象者	中小企業等経営強化法第2条第1項に該当する中小企業者
計画期間	計画認定から3年間、4年間、5年間のいずれかの期間で目標を達成する計画
労働生産性	基準年度（直近の事業年度末）比で労働生産性が年平均3%以上向上すること。
先端設備等の種類	・機械装置 ・測定工具及び検査工具 ・器具備品 ・建物附属設備 ・ソフトウェア

「先端設備等導入計画」の認定を受けると？

- 生産性を高めるための設備等を取得した場合、固定資産税の特例による税制面の支援を受けられます。
 - 計画内に賃上げ方針の位置付け**無し**⇒3年間、課税標準を2分の1に軽減
 - 計画内に賃上げ方針の位置付け**有り**⇒4年間、課税標準を3分の1に軽減※賃上げ方針を先端設備等導入計画に記載できるのは新規申請時のみです。
- 先端設備等導入計画の実行にあたり、金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証が受けられます。

固定資産税の特例を受ける場合

固定資産税の特例は、先端設備等導入計画の認定を受けるほか、下記の要件を満たすことが必要です。

要件 ※令和7年3月31日までの期間内に取得するものに限る。

対象者	・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人 ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人 ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
対象設備	次の①～③の要件を満たす設備であること。 ①生産、販売活動等の用に直接供されるものであること ②中古資産ではないこと ③投資利益率が年平均5%以上として投資計画に記載された以下の設備等 ・機械装置（160万円以上） ・測定工具及び検査工具（30万円以上） ・器具備品（30万円以上） ・建物付属設備（60万円以上）※家屋と一体となって効用を果たすものを除く

裏面へ続きます。

提出書類

1：先端設備等導入計画に係る認定申請書

(変更申請の場合) ▶先端設備等導入計画の変更に係る認定申請書
▶変更申請に係る添付資料

※変更申請において、法人の代表者の交代、導入予定設備の単価の増減は、事業者が一定の目的を持って行うものではなく、計画を遂行していく過程で結果として生じたものであるため、「計画の変更」には該当しません。

2：認定支援機関確認書（先端設備等導入計画に関するもの）

3：導入する機械装置等の見積書

【固定資産税の特例を受ける場合は追加提出】

4：認定支援機関確認書（投資計画に関するもの）

※ファイナンスリース取引であって、リース会社が固定資産税を納付する場合は、リース契約見積書、（公社）リース事業協会が確認した軽減計算書が必要です。

【賃上げ方針を表明し、計画に位置付ける場合は追加提出】

5：従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面

※賃上げ方針を計画内に位置付けることができるのは新規申請時のみです。変更申請時に賃上げ方針を計画内に追加することはできません。
また、賃上げ方針の表明の有無について従業員へ確認させていただくことがあります。

◎各種様式は高岡市ホームページからダウンロードできます。

URL：<https://www.city.takaoka.toyama.jp/soshiki/sangyokikakuka/2/1/2/2866.html>

右記QRコードからも高岡市ホームページへリンクします。 ⇒



留意事項

- 先端設備等導入計画に係る認定申請は、実際に設備投資を行う事業所が所在する市町村に申請してください。
- 市から先端設備等導入計画の認定を受ける前に対象の先端設備を取得された場合は支援措置が受けられません。先端設備等導入計画書の審査および認定書の発行には2週間程度を要しますので、設備の取得までに十分な期間を確保してください。

「先端設備等導入計画」に関する問い合わせ、申請は下記へ。

高岡市 産業振興部 産業企画課 企業立地推進係

TEL：0766-20-1293 FAX：0766-20-1287

Mail：sangyo@city.takaoka.lg.jp